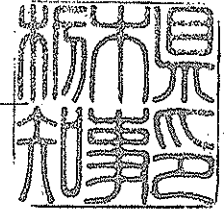




交政第59号
平成19年5月8日

国土交通省道路局長 様

栃木県知事 福田 富



中期的な計画の策定にあたっての意見の提出について（提出）

平成19年4月2日付国道企第114号により依頼のありました表記について、別紙のとおり提出します。

担当 栃木県県土整備部交通政策課
課長補佐 嶋田 寛
TEL 028(623)2408
FAX 028(623)2399
e-mail shimadah01@pref.tochigi.jp

中期的な計画の策定にあたっての意見

栃木県は全国でも有数の「クルマ社会」で、自動車交通は県民の不可欠な生活手段であるが、県内の道路整備水準はまだ不十分で、道路の整備は緊急の課題である。

私の公約である「元気・活力みなぎるふるさとを創る」上でも、安全・安心な生活を守り、活力ある経済基盤を創るために、道路整備が重要なポイントとなっている。

また、道路の整備にあたっては、地域のニーズや整備効果を十分に検討しながら、優先度の高い箇所から戦略的に進めていくことが必要である。

1 重点化を進める上で特に優先度の高い政策

○本県の発展を支える広域軸の強化

本県は、首都圏から東北・北海道へ向かう「北東国土軸」と茨城から栃木、群馬を経て新潟へ向かう地域連携軸が交差する位置にある。この二つの軸は、県内各地域間や県外との交流を担い、本県の生活や経済を支える基軸である。

このうち南北軸については、スマートIC等による東北自動車道の利便性向上、国道4号の渋滞解消と県北部の4車線化が緊急の課題である。

東西軸については、北関東自動車道の一日も早い完成が県民の悲願となっており、国道50号についても、渋滞の解消が必要である。

○交通安全の確保

・通学路の歩道整備

本県では、一昨年、旧今市市内で、通学途中の小学生が殺されるという痛ましい事件が起き、通学路の防犯と交通安全についての関心が非常に高まっている。

しかし、現在、通学路となっている国県道約1,630kmのうち、歩道が設置されているのは約1,060km(約65%)に過ぎず、毎日、多くの学童が危険にさらされながら通学している。このため、通学路の歩道整備を最優先課題として、全力で取り組んでいるところである。

・交通事故対策

本県は、昨年の人口あたり交通事故死者数が全国ワースト3位であるなど、道路整備による交通事故対策が急務である。

○産業・観光の支援

・産業立地促進のための交通条件向上

本県経済は、誘致企業を核とした製造業によって支えられてきたが、経済情勢の変化などに伴い、企業立地が低調となっている。企業関係者の意見でも、企業立地のためには交通の条件が重要であり、道路整備の推進が必要である。

・観光立県を支えるネットワーク整備

本県は、日光、鬼怒川、那須、塩原といった全国有数の観光地を抱え、「観光立県」を目指しているが、昨今の経済動向や観光動向の変化などにより、県北部を中心とした観光地は深刻な経済状況にあり、道路の整備による観光地へのアクセス性の向上、観光客の周遊性の向上、魅力ある観光地づくりなどが緊急の課題である。

○救急医療機関への連絡強化

医師不足などにより各地域の中核病院の機能が低下しており、大学病院などへの搬送が必要となっている。また本県は、脳卒中死亡率が高く、発症してから高度医療機関までの搬送時間を短縮することが大きな課題となっており、県民の命を守るために、高規格道路ネットワークや高度医療機関へのアクセス道路の整備が急務である。

○生活の足、公共交通の支援

高齢化社会において、すべての県民の移動手段を確保するためには、公共交通ネットワークの充実が不可欠である。このため、今後の道路整備においては、バス路線の整備や、バス停、駅前広場の整備など、公共交通を使いやすくする道路整備を進めていくことが重要である。

また、中心市街地の活性化、環境への配慮などの観点から、LRTなど公共交通ネットワークの積極的な整備、充実が必要である。

2 効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

○事業の目的の明確化

交通事故の防止、交通渋滞の解消、シビルミニマムの確保など、事業の目的を明確化して、目的に合った効率的な事業展開を行うことが必要である。

○各種交通手段の連携、事業主体間の連携

自動車、公共交通、徒歩、自転車など、各種の交通手段を適切に連携して、すべての住民の快適な活動を可能にすることが必要である。

3 その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関する意見

○道路整備・維持財源の確保

道路特定財源の見直しにあたっては、受益者負担による目的税であることや、まだまだ遅れている地方の道路整備状況を踏まえ、納税者である自動車ユーザーの声や地方の意見を十分に尊重しながら検討が行われることが必要である。

このため、道路特定財源については、安易に一般財源化することなく、全額を道路整備財源として確保することが必要である。